

太田市告示第67号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を実施するに当たり、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年6月12日

太田市長 穂積 昌信

1 定期検査を行う区域

太田地区	金山町、スバル町、西本町、八幡町、浜町、東本町、本町
休泊地区	沖之郷町、下小林町、茂木町、八重笠町、龍舞町
九合地区	朝日町、新井町、飯田町、飯塚町、内ヶ島町、小舞木町、庄屋町、新島町、西矢島町、東別所町、東矢島町
沢野地区	岩瀬川町、牛沢町、下浜田町、末広町、高林北町、 高林寿町、高林西町、高林東町、高林南町、 富沢町、福沢町、古戸町、細谷町、南矢島町、 米沢町
葦川地区	石原町、植木野町、上小林町、熊野町、台之郷町、 葦川町、東金井町、東長岡町、安良岡町、矢場町、矢場新町

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

3 日時及び場所

期 日	時 間	会 場
令和7年7月15日（火）	午前10時から午後3時まで	蕨川行政センター
令和7年7月16日（水）	午前10時から午後3時まで	休泊行政センター
令和7年7月17日（木）	午前10時から午後3時まで	太田行政センター
令和7年7月23日（水）	午前10時から午後3時まで	沢野行政センター
令和7年7月24日（木）	午前10時から午後3時まで	九合行政センター
令和7年7月25日（金）	午前10時から午後3時まで	九合行政センター

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

4 定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人 群馬県計量協会